

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律
案（内閣提出第二七号）

自衛隊法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二八号)
国の防衛に関する件

国の防衛に関する件

○久野委員長 これより会議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。辻寛一君。

○辻委員 私はまず防衛庁の整備に關する基本方針などにつきまして、二、三承りたいと存じます。第一次防衛力整備計画は、こゝしで一応終わるわけでありませう。そこで時を移さず、引き續いて第二次計画が三十六年度を起点として出発するといふ、当初の段取りのようでありましたが、まだ一向に現われてきそうにございませぬ。こゝしの一月に入りまして久しぶりに開かれました国防會議におきまして、次期防衛力整備計画案は防衛庁ですみやかにこれを作って、国防會議にかけて慎重審議の上決定するといふ、その方針が、やつと決定を見たようでありますが、第二次計画はすでに聞くこと久しいのであります、いわゆる赤城構想に基づいて相当計画が進められておたははらずであります、今日に至るも目の目を見ず、延び延びになっておるといふことは、何か計画進行の過程において考え直さなければならぬ、また特に

手直しを必要とするような大きな客観的情勢でも生じたものでありますか。

その間の事情とか、いきさつなどにつきまして、率直に承りたいと思います。

そして現在の時点において考えておられます第二次計画の構想について、重点的にそのあらましを承りたい。さらにこれに要する経費の腹づもりなどをお聞かせいただければ幸いです。それから大体いつごろこの計画がまとまるものであるか、その見通しなどについてまず承りたいと思います。

○西村國務大臣 第一次防衛力整備計画は、すでに辻委員も御存じの通り、三十五年度が最終年次になっております。従つてでき得れば三十六年から次期防衛力整備計画にのつとて参るのことが一番妥当だということとは私も考えておりました。しかし遺憾ながらその間に諸般の情勢の変化がございました。またその審議をすべく過程におきまして、諸情勢が緊迫をいたしておつたた

の際に決定を見る状態でなかったものであります。従いましてその間三十六年度におきましては、第一次防衛力整備計画で不十分に残された部分と、それから将来のある程度の政策も多少見通しながら、同時にその年度限りの一つの予算編成の態度をきめまして、かたわら重要事項は国防会議において決定をしようというので、先般一月の十三日に、ただいまお話がありましたような形で、国防会議の決定を見、続いて予算編成等に当たったわけであります。続いて私どもいたしましては、従って長期計画はあった方がはるかによろしい、妥当であるという観点から、取り急ぎ国防会議決定の方針にその案を持ちたいと考えております。そのめどは大体五月ないし六月までににはつけたい、こういう考えのもとに作業を進めておるのが現状でございます。

は、何といつても国民所得だと思ひます。この国民所得を十年以内に倍にしようという経済成長政策がとられておるのでありますから、これと並行いたたしまして、この防衛に關しますところの長期計画も並んでいくということが、常日ごろからおつしやっております国力、國情に沿う一番忠実な行き方ではないかと思ふのであります。こういう見地から、この所得倍增十カ年計画と相呼應するような大きな長期計画を打ち立てるお考えはないか。また今おつしやいました第二次防衛計画というものも、こうした一段と遠大なる長期計画の一環として、あるいはその前段として、構想を練っていくことが時節柄一番時宜に適した進め方のように考へるのであります。こういう点につきまして長官のお考えはいかがでありますか。

○西村國務大臣　私も御説の通りであると思ひます。従いまして所得倍增計

○辻委員　今、所得増進計画という大きな国策が大大的に打ち出されておる。やさきでありますから、この政策との見合いの形において防衛力整備の長期計画を立てられるのが、一番適當な行き方ではないかと私は考えておるのであります。もちろん防衛力というものとは相対的なものでありまして、國際情勢の變化、國の置かれておる環境、立場、國情等によつて大きく左右されることは當然であります。何といつても金を食ふことです。よく国力と見合せていくということが一番肝心だと思います。身分相応でなければならぬと思います。それは國の力、國の經濟力から割り出して身分相応であるかどうかかということを判定する一つのきめ手

画と対応する長期防衛計画を樹立するという方向だけは誤りたくないと思います。元来ならば、所得倍増計画が十年計画でございますから、防衛力整備計画も十年計画という考え方も、一つの長期計画の考え方でありますが、しかしながらさしあたっては従来いわれておりました一つの素案、現在までいわれておりました次期防衛力整備計画等が五十年計画でありますから、それらを基準に考えますと、長期の中でも比較的短い長期計画を持ちたい。言いかえますならば、五十年程度の計画を次期計画の目安として参りたい、こういう考えであります。もちろんそのためには経済企画庁と十分なる連携を取りつつ考えて参りたい。こう

いう所存であります。

○辻委員 先ほど五月ごろには大体計画の取りまとめの見通しがつくというようなお話でございましたが、所要経費などの面におきましてはいかがでござりますか。さきの赤城さんのときの五カ年計画の総経費なども、一応構想程度として御発表になっておったようでありますが、大体こんな線に沿って進もうというのか、まだそこまで進んでおらぬというのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

それから民生安定ということ、やはり国防の基本方針の重要な要素でありまして、防衛費というものがかりにも経済成長の上にじやまになったり、あるいは国民生活の向上に支障を来たすというような災いのもになりましては相ならぬことは言うまでもないことでありまして、そういう意味において常に国民所得とか国家財政の規模に見合いながら、今月までもそのりを作つてこられたことであると思つてあります。が、三十六年度の防衛関係費の予算を見ますと、国民所得——これも推定でございますが、一・四年度の国民所得に對しましては、一・三％、おそらくこれは推定以上に所得が伸びて参ると思ひますから、パーセンテージはさらに下がると思ひます。とりあえずこのように出ておりますが、これを三十五年度と比べますると、紙一重の差でありますがふえております。これは珍しいことであります。いまだかつてないことであります。そのかわり一般會計歳出に對しましては九・一〇％、これは紙二重ぐらゐの違ひがあります。が、減つておりま

あるいは財政規模に対する比率はなからうと思うのであります。それだけ安上がり、防衛費でやってこれたればこそ、今日世界で類例のない経済成長を遂げつつあるその一つの大きな原因になつてゐることは事実と思ひます。が、しかし安上がりで安全であればそれに越したことはございませんが、そうそうはうまく問屋がおろさぬ情勢になりつつあるのではないかと私は考え

で自衛隊がやって参るまでの総元手の中で、その比率は二対一というようなことになっておるわけなのであります。が、つまりアメリカのおしきせと突っかい棒によりまして、それがありませんければこそこういうふうに格安でもつてにもかくにも防衛力を整えて参ることが今日までできたのであります。もうここまで参りますればとにかくにも一人前、そうよそ様にたよる

あります。当分は二％頭打ちでもけっこうであります。方向に向かって年々この防衛費の漸増をたどるような一衝奮発を願いたいと思うのであります。防衛庁長官だとも、財布を握っておられる方の考え方、食いの違つたものではどうにもならぬのであります。幸い西村長官の発議で国防会議の懇談会がこれから毎月開かれ

ですが、しかし私といたしましては次
 期防衛力整備計画をかりに事務の段
 階、あるいはトップのレベルでこれか
 ら論を多少まとめていく方向の規模と
 いたしましては、やはり国民所得の二
 割前後というものが一応常識的なめど
 ではないか。そういうような方向で、
 国民所得も漸次三カ年におきましては
 毎年九割ずつ伸びていくという中に
 おいて、そのめどを立てつつ参りました

○辻委員 次に承りたいと思いますのは、第二次防衛力整備計画がおりますので、最初にお答えがありましたが、国内の多端なできごと、さらにもう一つはアメリカの政權交代による国防方針というものを見えて、さらに必要があったというようななかで、えであったのでございますが、ケネディ大統領がさきにしました一般教示の中におきまして、アメリカの国防

の再編成についての結論は二月中に出したいというのを言っております。もうそろそろ何らかの結論が出されるべきであろうかと思ひますが、しかし具体的な詳細な結論が出なくとも、すでに長官におかれましては、ケネディの国防政策、国防の基本方針というものがどういふものであるかということ、十分看取されておることであると思ひます。ケネディはもちろん軍縮の実現、核実験の停止等に関しては、熱意を持って努力するというのを教書の中で誓つておられますが、しかし現実の国防に対する基本観念としては、何とてでも軍事手段を強化しなければならぬということを言つておられます。これは御承知の通りであります。われわれは、軍事的、外交的な可能性によつて、自由世界の力を、いかなる侵略も明らかにむだであることをはつきりさせるほど、強力なものにせねばならないほど危険な時代に入らうとしている。と教書の中でも言つておられます。ところを見ましても、理想はともかくといたしまして、両陣営、力の均衡でとにかく今日の平和を維持されておるといふ、その現実の認識におきましては、アイク前政権といささかも変わりはないと思ひます。むしろ積極的であり、また、国の安全保障という問題は健全財政に優先すべきであるというようないき強い発言までケネディはいたしておるのであります。アメリカの実情を率直に解剖いたしまして、国民により犠牲と奮起を要請されたいとおるのでありますから、こういうケネディの国防方針から考えましても、同盟国といひました日本の防衛建設に對しまして、いさ少しく努力あつてしかるべ

しといったような希望が表明されはしないかといったような可能性を議論されておるやうであります。このアメリカの国防方針あるいは対日政策というものをどういふふうに取り取り、そしてそのはたさわりといひますか、その感觸を次の防衛計画の中に何らかの形において織り込んでいくといった可能性がありはしないかと考えるのであります。官の御所見を承りたいと存じます。○西村國務大臣 私もケネディ新大統領の国防に対する基本的な氣持というもの、あらゆる角度から報道されておりますが、大体ただいまお話ししたように受け取つておるのであります。言いかえますれば、やはり軍縮というものをあくまで理想の念願にせられておることが外交方針であり、また国防の方針であるのであります。しかしその根底としては、同時に侵略に對し力強い体制をとるという方針については、はつきりされておると思つておられます。特に局地戦争に對する軍事力の強化というものを、相当強調されておると私は考へております。従いまして今後アメリカの国防方針といひますか、国防政策の内容が具体的に判明するのは、まだ時間は少しかかると思ひますけれども、全般的な方向を見て参りますと、極東における防衛構想に大きな変化はない、この私は考へております。まして日本は自由陣営に外交方針としては立つという点、日米共同防衛体制というものを保持して、二つの点、これからケネディ大統領としても、日本の国並びに國民に對する防衛努力というものは、相当期待いたしておるのではないかと私は感じ

ております。○辻委員 まだお尋ねをいたしたいことがいろいろ残つておりますが、委員長の御要請もありますので、また他の機会に譲らしていただいて、残余の質問を保留させていただいて一応終わります。○久野委員長 この際、国の防衛に関する件もあわせて調査を進めることといたします。○山花委員 防衛庁長官にお尋ねをしたいと思います。アメリカの日本における基地に、その周辺における住民が大へん迷惑をしておるということ、は、もうこれは長官もよく御存じだろふと思ひます。最近特にその迷惑が顯著になつておりますので、この際政府のそれに対する対策についていろいろお尋ねしたいと思ひます。具体的な例は、ジェット機の騒音による迷惑というのが、最近各米軍基地において起きております。特に横田基地において、これは議長を通して政府関係にも陳情、請願、要請書というものがたくさん出ておると思ひますが、また同僚議員の中村高一君からも政府に質問書を提示しておると思ひます。が、本年度はこういう問題に對する対策について予算措置が、前年度とどういふようになつておるかという点、最初にお尋ね申し上げたいと思ひます。○西村國務大臣 ただいまお説のありました米軍、特にジェット機による騒音の被害と申しますか、そういう問題は

は最近強くなつておることは私もよく存じ、また各般の御要請があることも知つております。ただ必ずしも米軍のみならず、これは輸送機あるいは航空機の近代化によりまして、民間航空機におきましてもジェットの騒音問題はあります。従いまして単に米軍の問題のみならず、商業空港におきましてもジェット騒音等もあつて、先般米内閣におきましては、単にこれは防衛庁、調達庁だけでなく、あるいは運輸省にも関係がございまして、う、その他をあわせて、こういう問題を積極的に一つ対策として取り上げるように、協議会を現在設けつつあることは御存じの通りでございまして、ただわが庁また調達庁といひました関係する部分におきましては、予算措置におきまして本年度もできる限りの措置をとるべく、ある程度の増額をいたしておるのであります。調達庁関係につきましては予算その他につきまして、調達庁長官からに御報告申し上げたいと思ひます。○眞子政府委員 騒音問題につきましても、全般的にはただいま大臣からお答えになつた通りでございまして、横田飛行場に関しましては以前よりも騒音度が高まつて、その周辺の住民の方々に御迷惑をかけておるということ、は事実でございまして、私もこの問題に對処して、日米合同委員会の下部機構として昨年十二月に飛行場騒音対策特別委員会を設けまして、航空機の騒音あるいはその他の被害を軽減するための具体的な措置について検討をいたしております。一方航空機の騒音軽減措置につきましては、米軍に對して作戦上やむを得ない場合は

かは、深夜のジェット機の始動あるいは飛行をしないこと、また日曜日の飛行訓練を最小限度にとどめるといふようなことを協力を求めておりまして、米側もこれに對して協力協力の態度を示しております。なお昭和三十六年度におきましては、この飛行場周辺における学校等の防音工事は、引き続き予算の許す範囲内なるべく多くの学校に実施したい、こう考へておる次第でございまして。○山花委員 今調達庁の方からいろいろお話をいたしました。一応日米合同委員会にこの問題を提起しておる、あるいは防音措置について必要の予算措置をとるのだ。また米軍側においても深夜の飛行訓練はなるべく少なくしたい。こういう希望めいた話だけであつて、具体的にいへば昭和三十五年度と昭和三十六年度の予算関係はどの程度ふやしたか、こういう点をやはり言つてもらはないと、抽象論ではこの問題は解決できないと思つておる。これはおわかりになつておると思つておる。去年と今年のその関係をもう少し詳しく一つお話し願ひたいと思ひます。○眞子政府委員 騒音対策費関係の調達庁部分の予算等について申し上げますれば、その前提をいたしましてこれまでになつた経過を申し上げますと、昭和二十八年度から昭和三十五年度までに、現在工事中のものを含めまして二百九十九施設、三百三十一件で、総額十二億一千四百円を実施いたしております。この内訳は学校百九十四校、三十四件、十九億八千七百円、医療施設十五施設、十七件、二億二千四百万円でありまして、このうち木造を鉄筋コ

ンクリートに改築しましたものは、現在施行中のものを含めまして学校九件、医療施設二件がございます。今後の処理計画といたしましては昭和三十六年度において学校三十三件、金額で七億四千六百万円であり、そのうち鉄筋改築は、昭和三十五年度から継続のものを含めまして九件、五億四千七百五十万円でございます。なお鉄筋改築以外は学校二十四件、一億九千九百万円を予定しております。なお、昭和三十七年度以降の計画といたしましては、学校百八十一校、約六十億、医療施設八十九施設、約九億一千五百万円、これは今後七カ年間に実施したい、こういう予定でございます。このうち鉄筋改築予定の学校施設は、昭和三十六年度からの継続工事を含めまして四十一件、四十億二千万円で、この鉄筋改築は昭和三十七年度から五年内に実施完了を予定しております次第でございます。

○山花委員 学校関係のいろいろ防音装置の具体的な問題を承りましたが、そこでこれはその音が出なければという費用を使わなくて済むわけですか。問題は、飛行機がだんだんジェット機になって音が大きくなったということも、この被害を大きくする一つの原因になっていると思うのです。その飛行機自体の防音装置について日米合同委員会等々で何か話し合いをされたかどうか。これは一例を申し上げますと、立川に自衛隊の飛行機のテスト工場がある。そこで一応せんだって問題になりまして、防音装置をやっているのです。それで幾らか住民も安堵しておるという形が出ておりますが、自衛隊の方でやられて米軍基地でやられないと

いうわけはないと思いますが、こういう問題につきまして調達庁関係なりあるいは日米合同委員会等々で話し合いがあったかどうかという点、また大いに話し合いを進めてもらいたいと思いますが、そういう点について一つお答えを願いたいと思います。

○眞子政府委員 飛行機自体に消音装置を取りつける必要があるかどうかという点については、できる限りこれは技術的にそういうことができれば好ましいことではございます。この点は米側にも要求し、その検討を要求しております。米側もその点いろいろ研究いたしております。大型機等についてはこれらが技術的に可能性があるか知りませんが、現在のところ戦闘機についてはどうもその取りつけができないというふうになっております。

○山花委員 もう一つお答え願いたいのは、たとえば今私ちょっと質問いたしました立川の自衛隊においては、一応テストをやるときに防音装置をやった、付近住民が一時は大いに騒いでおりましたが、このごろはあまり音がしなくなりました、こう言っております。それが米軍基地の方でどうしてできないかという点であります。何かこれは技術的關係でできないのかどうか、技術的關係でできないければ、今度は学校なり付近住民住宅の防音装置ということになります、そういう点もう少し明らかにしていただきたい。

○眞子政府委員 先ほど申し上げましたが、政府は去る一月横田基地の司令官に対してこういうことを申し入れました。エンジン・テストの際に防音対策を講ずること、またテスト場を家屋

の密集しない方へ移すということ、それから夜間のテストは可能な限り中止するということを申し入れましたのに對して、現地軍は誠意をもって善処するということ約束しております。ただいまお尋ねのエンジン・テストについて、これを防音装置をするとか、あるいは近所に迷惑かけないようなテストの仕方というものはあり得るわけであります。米側としてその点は十分に注意して、外部の付近住民の方にできるだけ迷惑をかけないように協力しておると聞いております。

○山花委員 今の説明によりますと、こちら側の申し入れに對して、米軍基地側の方もその趣旨を了承して、協力をしてもらってゐる、それは間違いないと思いませんか。

○眞子政府委員 その通り承しております。

○山花委員 これは地元民からの陳情とはだいぶ話が違ひますので、ここで水かけ論をしても仕方ありませんので、後刻この点はよく調べて、さらに次の委員会で問題にしたいと思ひます。

それからもう一つは、これは防衛長官にもお尋ねしたいのですが、横田飛行場の基地の拡張を計画されておるといふようなことを聞いております。この点はいかがでございますか。

○眞子政府委員 横田基地の滑走路の延長とか、そういった拡張計画はございません。ただ航空の安全をはかるための補助装置を設けるために、基地外に、基地に接続して必要な設備をいたすことになっております。そういうことのためにやっておるだけでありまして、基地を拡張するという計画は全然

ございません。

○山花委員 基地拡張の計画はないが、航空路の安全のために少し広げたといふようなことになりまして、これはどう解釈していいかということになるものであります。せんだってわれわれは付近町村の代表と一緒に横田基地を訪問いたしました。基地の司令官のデジヤンカ大佐、それからまた飛行場の内部機構についてウィールシェフ中佐の説明をいろいろ聞いております。そのときの話で、日本政府の方から埼玉県のジョンスン基地を自衛隊の基地に切りかえるために、第三爆撃隊B52をこちらの基地へ移してもらいたい、すなわち横田基地の方へ移してもらいたいといふような話がありました。そういう話を政府側としてはアメリカ側に申し入れておるかどうかという点。

それからもう一つは、接近灯、これは誘導灯と申しましうか、飛行機が着陸するときに必要な設備であります。その土地の買収をしてまで誘導灯をつける必要はこちらとしては考えていない、誘導灯まで設置して拡張する必要はない、アメリカ側ではそうはつきり言っているのです。ところが最近調達庁関係で安動不動産部長が、付近の石川弥八という人のところへ土地の買収の交渉に行かれた。石川さんは、それは売りたいくない、こう言っておる。そうではあります、売りたいくないという意思までも売らせるように持ちかけ、拡張をやろうとしておるかどうか。今言つたように、基地の飛行機の責任を持つてゐる人は、誘導灯を設けなくたってちゃんとできるのだ、こういう話をしておられますが、この間はすい

ぶん話の食い違ひがございますが、一体どうなつておるか、もう少し詳しく説明願ひたいと思ひます。

○眞子政府委員 ただいま申し上げましたように、基地そのものを拡張するということは全然ございませんで、夜間飛行または悪天候に際して、航空の安全をはかるために補助装置を設ける、つまり進入灯を設置するということとはこの基地の場合必要になっております。このことは現地軍が先生方からいろいろお答えをしたか知りませんが、政府に對しては正式に合同委員会を通じてそういう提案があり、その話し合いによつてこういう設備をしようとして、その進入灯用地南北合計約二千九百坪及び無障害地域、すなわち地役権を設定してそこを無障害地域とするものを合わせまして、合計南北約七万坪であります。この地役権地域での農家は全く自由でありまして、農耕等に差しつかえございません。地元の方で、この關係の所有者で提供したくないといふお考えを持つておられる方もあるとの先生のお話であります。そういう方に対して、私もほとんどこまめに話し合いによつて円満にこの問題を解決したい、かように存じております。

また横田基地に對してジョンスン基地からある部隊が移つてきた、移駐してきて使用しておるといふ事実でありまして、これは私も聞くところによれば、ジョンスン基地の軍側の都合で基地を縮小しまして、そのために横田へ移つてきた、こういうふう聞いております。

防衛庁関係は防衛庁からお答えいた

大物部。

○木村(秀)政府委員　ただいま調達庁次長からお話がありましたように、当方から特にジョンソン基地を使いたいから、どこそこへ移ってくれという要求をしたというお話でございますが、

事実は、横田基地を移るような何らかの情勢になりましたので、移るのならばあとを使わしてもらいたい。現に共同使用をしておる飛行場でもございますので、あとを使わしていただきたい、こういうことを希望しておるわけであります。

○山花委員 本年度の計画は、学校三十三件で予算が大体七億四千万円程度というふうな御説明がございましたが、横田基地周辺の学校にこの予算関係が関連しておる場所があるのかどうか、おわかりでしたらお答え願いたい。

○眞子政府委員 ただいま手元にある資料で見ますと、横田飛行場周辺の学校防音工事の進捗状況でございますが、この基地の周辺でこれまでに私ともが防音工事を必要と考えておるものものが合計約三十五校、予算で七億五千四百百万円を必要とするものと考えており

ます。しこうして昭和三十五年度までに実施いたしたものは十五校、全体必必要数の約四三％、金額約一億一千百万円、これを実施して参っております。

今後も約二十校を予定し、その金額は六億四千三百万円を計画いたしております。このうち鉄筋コンクリートに改

築して防音工事をしなければならぬと
いうように予定しておりますものに、
拜島第二小学校、瑞穂第一小学校、拜
島中学校、西砂川小学校分校の四校で、
約三億八千八百万円でございます。

○山花委員　現在予定されておるのは、横田基地周辺では四校で、三億八千万円程度のことを一応調達庁関係では考えておる、こういうことですね。

○眞子政府委員　さようでございます。

○山花委員　それからもう一つお尋ねしたいと思いますが、これは外務省の方も来ておられますが、日米合同委員会でこれらの問題について割に米軍側もよく聞いてくれて、うまくいっているというような先ほど調達庁側の説明がございましたが、付近の住民に承り

ますと、なかなかそういうことはうまくいっていない、こういうことでありますが、合同委員会の見通しはいかがでしょうか。それから、さうやって福田代議士と私が紹介して議長さんの方にも陳情要請書を出しました際に、議長さんの方は、これはやはり日米合同委員

会に諮ってもらう必要があるから、そちらの方にも伝達をする、こういう確約で、そのときは終わったのですが、外務省関係にそういう議長さんからのお話があったかどうかということをごののろめしたいと思います。

○魚本説明員 お答へ申し上げます。

日米合同委員会においては騒音問題がたびたび取り上げられまして、先ほど調達庁より御説明がありましたように、昨年の十二月に特別委員会を作りまして、ここで真剣に検討が行なわれております。従来の合同委員会におきましますアメリカ側の態度は、常に誠意を

持ちまして本件の検討、その対策を眞剣にやろう、こういう態度で望んでおります。特に昨年の秋には、アメリカからも特別の調査団が参りまして、それで検討しておるわけであります。

○山花委員 大体同じ問題で同僚の福田議員からも質問がございますので、この問題は私は終わりたいと思います。が、最後に一つだけ、これは防衛庁長官でも調達庁の関係でもよろしゅうございますから、お答え願いたいと思います。

ますが、御承知の調布の水耕農場がこの五月、六月ごろに閉鎖になるということを受けております。ここに働いておる駐留軍関係労務者が百二十人ほどおりますが、これらの離職対策、それから閉鎖後に、大体の土地の面積が九十三万坪ほどあると承っております。

が、これは三鷹、府中、調布の三市にまたがった広範な土地で、国有地と都府県有地と民有地という形になっておると思いますが、各市でこれを有効適切に使用するために、たとえばこれは一例であります、調布市あたりでは五万坪ほどの払い下げの要求を出してお

る、こういうことを承っておりま
すが、この閉鎖の時期が大体いつごろと
確定しておるか。それから百二十人の
現在使用されておる労働者に対する離
職対策の問題についてどういうお考え
をお持ちになれるのか。それからこの
広範な土地の今後の利用関係について

どういうお考えを持っておられるか。この三点を一つお聞かせ願いたいと思います。

○農子政府委員 この水耕農園の解除問題につきましては、いろいろ御要望がございしますが、ただいまのところい

これが返還になるか確定いたしてお

りません。
なお就労労働者の離職対策につきま
しては、万一そういう解除となり、あ
るいは労働者の解雇の際には、離職対
策については私どもできるだけ万全の

措置をとって離職者が困らないように
やりたいと存じております。かりに解
除になった場合のその土地の利用問題
については、これも各方面からいろいろ
の要望があるようでございまして、こ
れについても十分検討したいと存

○山花委員 九十三万坪の中に民有地は、大蔵省が担当して十分やってくれるものと思ひます。

が三十七万坪ありますが、これはもと
の土地所有者にそのまま返る、こうい
うことに了解していいのですか。
○眞子政府委員 きやうでございま
す。
○山花委員 いろいろ質疑を続けたい
と思いますが、なお田口委員の質疑も

久野委員長 次は田口誠治君。
田口（誠）委員 質問の第一点は、現
在は横田基地の問題につきましては、
同僚の福田委員からも質問通告がござ
いますので、私の質問はこれで終わり
たいと思います。

現在現地で紛争中であり、問題になっております岐阜市の日野射撃場問題をめぐる諸問題について、射撃場が今日射撃場の周辺の地形、環境からいって、さらめて悪条件な位置にあって、もはや射撃場としてあそこに存置すること困難であるという点から、廃止をし

もらいたいという点を中心に質問を申し上げ、これにつきましては防衛庁長官、厚生省、自治庁、林野庁、国有財産審議会等々に御質問を申し上げて、第二点の質問に移りたいと思います。

そこで質問の要点に入ります前に、この射撃場をめぐる今日までの経緯といふものと、それから射撃場の周辺の地理的な環境の実態を十分お話し申し上げて、そのつど確認を申し上げ、十分に御理解をいただいた上で御回答を願

問題の日野の射撃場は、これは軍はなかなか当時の六十八連隊のあった当時に、岐阜市の郊外を選んで射撃場を設置したのでございますが、終戦後は米軍使用地になって、昭和三十四

平の五月二十八日に国有財産地方審議
会で、岐阜県の代表である知事とかあ
るいは岐阜市の代表である市長の出席
にまいらずして、欠席裁判で結局自衛隊
に払い下げの決定が確認されて、そう
して昭和三十五年二月九日に自衛隊に
正式に登録されて今日に至っている、

こういうような状態でございます。こ
 こでちょっと確認をしておきたいと思
 いますが、国有財産地方審議会がこ
 う問題を扱う場合に、地方の代
 表者を加えずして、地方の代表者の意
 見を聞かずして結論を出すということ
 は、一つの越権行為にもなると思いま

し、国有財産法の第九条の一項、二
三項の精神を無視してやられたと
思いますが、この点についての御所見
を承りたいと思います。

○山田下府委員　お尋ねの件につきま
すは、私どもの手元にあります資料
を見ますと、昭和三十四年五月二十九

に開催いたしました第九回国有財産東海地方審議会におきまして、適当であるという旨の答申を得たということになっています。

田口(誠)委員 質問の要点は、その

委員会に妥協であるという結論を出されるときに、こうした射撃場とか基地というようなものに対しては、地方の代表者の意見を聞いて結論を出されるのが当然である、先ほど申しましたように固有財産法の第九条の一項、二項、三項にもそういう手続をとってやるようになっておられるのです。ところがそれがなされておられないというところに越権的な行為があると私は思うのですが、この前後の關係について御説明を願いたいと思うわけです。

○山下政府委員 これは具体的な点につきまして、あるいは正確な答えがでないかと思いますが、固有財産の處理につきましては、全般の問題でございまして、十分に地元の見解を徴しました上で、大体御了承を得たところでもって審議に諮るといふのが大蔵省としてのやり方でございます。本件につきましては、たまたま当日閣僚の方が若干欠席されたというやうな事情があるように伺っておりますけれども、原則といたしましては地元の十分な御了解を得た上で審議を開催した、かように私たちは聞いておるのであります。

○田口(誠)委員 原則はわかります。原則はその通りでございますが、そうしなければならぬと思うのですが、日野の射撃場の問題についてはそれをやらなかったという点については、結局どうなるのですか。地方の代表、岐阜県の知事なり地元の岐阜の市長なりが苦情を出して、もう一ぺんやり直してもらいたいと言ふならばやり直してもらいえるものか、それとも陳謝で済むものか、その点どうなんですか。

○山下政府委員 おっしゃるような事情があるかどうかというところは、私のところで今ちょっと急にはお答えいたしかねるわけでございますが、私どもの知り得る限りでは、東海の財務局長から三十四年七月三日付大蔵大臣あての答申をもちまして、先ほど申し上げましたように地方審議会においては適当である旨の答申があったという通知があったわけでございます。詳細は調べた上でまたお答え申し上げます。

○田口(誠)委員 私の申し上げたのは、調査の結果そういう手続がとられておられないから指摘をしておるのである。あなたの方では原則としてやるべきの点が把握されておられないということなのですが、事実そういうことであるならば、私の指摘することが確認された場合には、これは地元から知事なり市長なりが苦情を申し立てたりいろいろ手続はあるでしょうけれども、そういう場合にはもう一回やり直しをするのか、あるいはそのときは手落ちであつてまことに済まなんだということでお伺いしておるのです。率直に回答してもらいたいのです。

○山下政府委員 私の記憶では、地元の方の知事さんが反対をしておられるのに、いいてそれを押し切つて審議を開いたというふうなことは考えられないのでございまして、もしお説のようなことがございすれば、地元へ照会をいたしました上、当時の事情をよく調べた上で善処したいと思ひます。

○田口(誠)委員 ちょっと確認いたしますが、地元の市長なりあるいは知事さんが反対をしておるということとはな

いと考へておるが、もし反対ということになれば、また戻つて考へてみる、こういうふうに確認しておいてよろしいですね。

○山下政府委員 当時の事情がどういふふうであつたかということをよく調べました上で、善処したいと思ひます。

○田口(誠)委員 その善処ということでは、どうも政府の答弁というのは、こちらの方で聞いておつてまともにこうだと思つても、それが違う場合があるから、私くどくお伺いするのですけれども、調べた上で私の方から指摘申し上げるようなことが事実であつた場合には、知事なり市長なりからそんなばかなことはいないというので苦情を申し立てて、もう一ぺんやり直してもらいたいというやうな申し入れのあつた場合の取り扱いはなされるのか、もうあきらめてもらうということなのかどうなのかということをお伺いしておるのです。かたくならぬで、率直に一つ回答願ひたいと思ひます。

○山下政府委員 当時の事情はどうであつたかということ、私今具体的な資料についてはつきり申し上げることができないものですから、その点をよく調べました上でお答えしたいと思ひます。少なくとも審議会において決定をしたという裏には、当時その辺の事情をよく調査して御了解を得た上でやっておると私たちは推察いたします。わけがございしますが、もしそういうことがなく不当に審議会が開かれておるといふやうな事情があれば、その点は十分に善処しなければならぬ、かように考へております。

○田口(誠)委員 時間がありませんのでこの辺でやめますが、この点につきましては今の回答の線に沿つて、また何かあとから出るかも知れぬが、そのときは一つよろしく。

次にいきます。ちょうど一年ほど前でございますが、日野の射撃場をめぐる守山駐屯部隊が、伊丹の第三区中部方面隊岐阜出張所の所長を通じて、この射撃場の付近にある国立結核療養所の所長、それから精神病院の院長に對しまして、射撃場で実弾射撃の訓練を行ないたいから了承してもらいたいという申し入れがあつたそうでございます。そこでその後何回か話し合ひが進められたのでございますが、御承知の通り病院側といたしましては、非常に大切な病人の生命を預かつておるといふ責任から、また射撃場の射撃そのものが病人に對しましては非常に悪影響を及ぼすということから、オーケーという了解は与えておらなかったやうでございます。ところが本年の一月十三日に至りまして、守山の駐屯部隊が強引に現地にジープをやつてきて、きようは音響測定でも一つやってみなくてはならないじゃないか、こういうことで実施に取りかかろうという準備をいたしたわけなんです。ところが病院側あるいは患者たちにはそれを聞き込みまして、部隊の一方的な行為に非常に憤慨をして、そうしてこんなところで射撃をじゃんじゃんやられてはたまつたものではないから、すわり込みをして阻止しようというので、まだ結核の手術をしてから一か月半くらいしかたない重病患者までが現地に押し寄せてきたというやうなこと、そしてそれを聞き込んだ

現地の民主団体や地元の人たちは心配をして、その現地へ集まるというやうなこと、通路にはバリケードが張られたというやうなことで、一体全体この結果はどうなるかという、非常に憂慮すべき事態にまでいたつたわけなんです。ところが部隊の責任者の方から、病院の責任者と話し合ひをいたしたいという申し入れがあつたわけでございます。そのときに問題になりましたことは、国立病院の院長は、どちらかといえば官吏であるから、一つの圧力もあるし、やはりどうしても被害を受けるのは病人であるから、患者の自治会の方の中に入つて話し合ひを進めたいというので、そうして交渉せよというやりとりがありまして、最終的にはまあオプザパーという形できようは入つてもらつて話し合ひをやろうじゃないか、こういうことになりました。話し合ひをやりました結果、第一点としては、当日は実施をしないということ、それから第二点といたしましては、一月末を目途にもう一ぺん話し合ひをして結論を出したい、こういうやうな話し合ひの結論が出まして、当日非常に憂えておりましたところの重大な事態を惹起せずにおさまつたという一幕もあるわけでございます。その後の経過をちょっと申し上げたいと思ひますが、患者の自治会は、これは両病院とも、ここで射撃をやつてもらつては私どもの病氣には大きな支障があるというので、絶対に反対をするとか開き合ひを作りましたし、地元ではこれは一つの人的な問題でもあるというので、地元民やら、民主団体やら、政友や、子供を守る会と、幾つかの会が反対の共同決議を作つ

て、今職つております。時おり街頭に立つて署名運動をやっておりますが、この署名運動では看護婦さんまでが街頭に立つて市民に呼びかけておりますが、いまだかつてない人気を呼ぶというか、市民の関心と同情を呼びまして、そうして市民から激励をされおるといふのが実態であるわけなんです。そこでこういうような戦い、あるいは状態になっておるといふことを、まずもって防衛庁の方では御存じであるかどうか、まずお答えを願いたいと思います。

○木村(秀)政府委員 ただいま仰せになったような事実は、防衛庁側としてよく存じております。ただただいまおっしゃったお話の内容については、われわれの方で承知いたしておりますのと若干の食い違いがあるように存じます。その食い違いの一番大きな点でございますが、ことしの一月の九日に、県の仲介によりまして、厚生省の東海北陸医務出張所、それから両病院、それから守山におります自衛隊、十混でございますが、この関係者が集まりまして、音響の測定を試験をすることについての協議をいたしたわけでございます。その席上、十混の方でございますが、ともかく音響がどの程度のものであるか、病人に障害を与えられないかという点についての科学的なデータをまず求めたいということで、名古屋の大学にそういう依頼をいたしておたわけでございますが、当日、一月十三日にその音響測定の試験を実施したいということも十混の方から了解を求めたわけでございます。その了解を求めた基礎には、前年、昭和三十一年の九月六日に両病院長から厚

生省の医務出張所長あてに文書をもつて、音響測定の試験をやってもらうて、よろしいという承認の文書が渡されております。従つて十混といたしましては、その承認文書に基づいて、それでは、日にち具体的には三十六年の一月十三日に行ないたいということをお願いしたわけでございます。ところがその席上、両病院の側とされましては、県が仲介に入つた段階においては、前に自分の方で医務出張所に承認をしたときは事情が変わつておる。従つてこのままの形でもって実験を進めてもらうては困るというお申し出がございました。しかしながら名古屋の大学に、先ほど申しましたように、試験を依頼しております関係もあり、また県並びに医務出張所の方の了解も得ましたので、一月の十三日に実施しようとしたわけでございます。そのときに、その射撃場におきまして、両病院長と患者の抗議がありまして、たゞいまお話しになりましたように実験を一時中止したという事情がございます。ただいま申し上げましたように十混といたしましては、勝手にひとりじめをして一月十三日に実験に入つたのではなくて、その前に両病院長の文書による承認を得ておりましたので、それが入つたという点が若干われわれの承知いたしておる事実と違つておると思ひます。

○田口(誠)委員 今御回答のありました内容については、今病院長が了解を与えておる云々については、僕らの把握しておるのと相違がございますので、まあこれは水かけ論になると思ひます。了解を与えておるとするなれば、十三日に部隊が来たときにまづ先に飛んできて阻止するような行動を病院がする道理がないです。まあこの点につきましても、あなたの方の受けられた報告の内容と、私の把握しておる点と相違があるという点と、常識から考えてみても、私の申し上げた内容が正確であるというように考えられま

すので、このやりとりは時間の関係でやめます。

そこで、こういうことになりましたので、私ちょっと具体的に申し上げたいと思ひますのは——ちよつと係官の方、略図をそちらにお示し願ひたいのです。それを防衛庁長官にも……。そこで先ほど申しましたようにこの射撃場は、今日ではその周辺の地形、環境からいって、きわめて悪条件の位置にあるという点を、私はその略図によつてまず御認識をいただきたいと思ひわけでございます。ちよつとその射撃場のある山というのは洞山と申しまして、そのふもとというか、すそ野というか、そういうところに射撃場があるわけでございます。ちよつとそれはす向かいに船伏山があります。今皆さん方がおいでになるところの裏が山であつて、皆さん方のおいでになるところが射撃場であれば、すぐはす向かいのこちらが船伏山であつて、そうしてこの船伏山というものは、そのすそ野に当たるところに松並木があつて、結核病院なんかを作るには非常にいい環境のところなんです。ここは一千メートルぐらいいいかございせんが、そこに国立の結核療養所がありまして、これには病棟が二百ですとか、それから看護婦さんやいろいろな従業員も相当にたくさん勤めておるわけでございます。厚生省でも御承知の通り昔の結核の療

養というものはどうかというと、安静と栄養をとりまして薬物療法であつたのですけれども、最近では手術が多くなつたのです。手術が多くなりまして、特に日野の療養所というのは技術的に評判がよくて、東海でも折紙をつけられておるといふのが実態であるわけでございます。そうして外科をする員数も、外科をするときにはお医者さん多数名くらいはかりますし、一回の手術に要する時間が簡単なものは二時間から五時間というふうな、そういう時間がかかつておりますし、大体一週間に六名から十名くらいの手術を行つておられます。それから特に結核療養所でありまして、これは面会者が行つても面会をさせないという、絶対安静の時間をとつておられます。こういうふうな最もいい環境のところに、こういうところにあるという事です。それはその略図を見ていただければ、線を引いてありますので了解いただけたらと思ひます。それからそれより西の方へちよつと二百メートルくらい下がつて、射撃場から約八百メートルのところに、これもまた特に安静を要する、そして環境もいいところに作らなければならぬところの岐阜精神病院が、五百人くらいの患者を収容しておるわけなんです。そしてこの精神病院も、昔の精神病者の療養方法というのは、言葉が悪くいえばおりの中へ入れて、まあ病室へ入れて、注射をしたり薬を飲ませたり、いろいろして療法を行ないましたけれども、最近では専門的な言葉でちよつと私もむずかしいのですけれども、二十五年から特殊療法がや

はり行なわれまして、脳の手術というものが行なわれまして、ここにございまして非常に重要な病院に相なつております。そうして両病院の間には母子寮があつたり、養老院があつたりして、ほんとうのお年寄りの方の安静というか、そこを薬土として一代を過ごさせる施設もそこに設けられておるといふことでございます。こういうふうに今申しましたようなきわめて安静にしなければならぬ病院が二つある。またその間には母子寮があつたり、あるいは養老院があつたりする。この中で特に重症患者を取り扱う施設を擁しておるこの日野において実弾射撃を行なうということは、これはだれが考えてみてもあまりにも無謀な、残酷なことであつて、人道的な面からいってものはいかぬか、かように私は考えるわけでございます。それでこういうふうな実態の中において射撃場を設けて射撃を行なわれるということ、厚生省の立場からしてどういふふうにお考えになるか、まず厚生省に私お伺いをいたしたいと思ひます。

○橋本説明員 現地の報告によりますと、施設長の考へておりますことは、射撃の実行はなれませんが場所までは一キロないし二キロ近く離れております。従いまして科学的なデータを得て話し合ひを進めたいということをお願いしております。従いまして現地の情勢も十分考慮に入れていただきまして、正確な実験計画とその計画に基づく判断を得ることが、現在必要な段階であるというふうにご考へております。

○田口(誠)委員 ただいまの御説明は、とにかく音響測定をしてみて一キ

「ちよつとくらいなら大したことないから、まあ射撃場に使うという格好になる」というような御答弁なんですけれども、音響測定そのものは、今日あたりわざわざ人のいやがる日野へ行つて、音響測定しなくてはならないという事はないと私は思うのです。音響測定は防衛庁としてもなされておると思いますが、騒音の人体への影響あるいは病人に対するところの心理的影響、こういうようなものも科学的にははやデーターはできておると思うのです。それをわざわざ日野へ来て音響測定をしたいというこのことは、これは交渉のときにもあったように、射撃を実施するのだという前提に立つての音響測定である。それを病人から考えてみますと、御承知の通り年をとった年配の病人は、あのむざんな戦争というものはおびえておりますし、戦争という言葉を聞いただけでも病気がうんと悪くなるくらいに神経をとがらしておる。それから現在の若い青年たちは、あの新憲法ができて以来、日本をどうやって戦争のない平和な楽土にしたい、飛行機の音や、あるいは射撃の音を聞くようなことはしたくないということはだれも考えておることであつて、人間としてこの世に平和を求め、そして長く生きたいというその欲望から、その希望から病院へ入つて療養をされておるわけです。そうしますと同じ音響でも、こちらでジャズや音楽をやつておる音響と、こちらでほんぽん射撃の音がする音響とでは、その音の量は同じであつても、病人に影響する度合いというのは非常に大きいわけなんです。今私が説明申しましたように周囲が山であつて、特にこ

の射撃場の場合は岩山に囲まれておるわけですね。そうして線を引きましたのは山をわけておるのではない。二十の的を作つて、二百メートル、三百メートル、四百メートルの地点から射撃をするのでなければ、私が一つの政策的な発言をするならば、四百メートルからはかつて一番近い距離を申し上げるの人情だと思ふけれども、私は最も良心的なまん中の三百メートルから山に囲まれておるその射撃場ではほんとやれば、船伏山の方にもわあんと山びこは行きますし、その南にあるとろの山にもわんと行きます。そうすると、先ほど申しましたような銃砲の音を聞けば、病氣には大きな影響のあるという病人、平和を求めて早く全快をしてこの世に世間のために尽くしたいという気持の人の心理状態からいいますと、音響測定をするといううなことはもうできておるのだから、あそこでもやらなくてもいいわけなんです。そこでやらないことになると私はあらためてお伺いをしたいと思ひますが、音響測定というものが今日までなされておらないのかどうかということ、なされておるといふことになれば、そのデーターを一つお示しを願ひたいと思ふ。

○木村(秀)政府委員 ただいま仰せになりましたように、これが現実に病人の療養に悪影響のあるものだということは申しわけありませんので、これははともとも旧軍時代からあつた射撃場でございまして、精神病院等はあつてできたものでございます。従つて一体その八百メートルあるいは千三百メートル離れておりますこの病院あるいは療養所において、どれくらいの音響の影響を受けるかという点についての科学的なデーターをまず求めまして、そしてそれによつて、なおそれほどの影響があるかどうかということ客観的に医学上の見地から調べてみて、その上でもし影響がないならばこのまま継続をさせていただく。影響があるならば、これは何か考えなくちゃいけないということ、いづれにいたしましても出発点としては音響の測定、そしてその結果科学的にどう判定するかというところが先決問題でございますので、防衛庁側といたしましては、まず音響測定をいたしたいということ、最初申し入れとして取り上げておるわけです。

○田口(誠)委員 回答がはずれていますよ。私はそういうことをお聞きしておるのではなくて、音響測定をすると言われるけれども、そんなことはとうの昔というか、前にどこかでできておるといふこと。それからもう一つは、この騒音というものが人体に及ぼすところの影響というものがあつたところのデーターもできておるのだから、あらためてあそこでもやらなくてもいいのだから、まずそのデーターをお示し願ひたいということなんです。そうすれば、人体に対する影響は何フォンだからどうなんだということは、私の方で資料を持っておりますから、それと対照して私は質問を申し上げたいと思ひますので、私の今お伺ひしたことは、そういうような音響測定というやうなもの、あるいは人体に及ぼす影響とか、その他のものに及ぼす影響というやうなもの、データーはできておらないのかどうかということ、できておつても今手元にな

いのならばない、あるのならばある、その点をばきりしていただければいいのです。質問以外の発言はやめて下さい。

○木村(秀)政府委員 データーは現在のところありません。

○田口(誠)委員 ありませんか。大した自衛隊です。ほんとうにない。これはないと答弁されればないと信ずるより仕方がありませんけれども、きわめてこれは奇怪なことだと思ふのです。防音装置に対するところの陳情書なり要求書なり申し入れなり請願書というものは、全国の各基地から出ておるわけなんです。そうして毎年予算を取つて防音装置というものを行なつておるわけなんです。これはあとから質問しようと思ひましたけれども、昨年は一億九千万円とつておるの、これは六億円にふえておるのです。そうすれば少なくとも防音装置を行なつたとすれば、音響測定くらい行なつて、学校の生徒の勉強にはどのくらい影響がある、病院にどのくらい影響がある、あるいは動物その他にはどういふ影響があるからどうせねばならないのだから、予算はどのようにならなければならないのだということ、当然予算を取るときの基本であらうと思ふのです。それが全然なされておらないという事は、私もそのまゝ受け取れぬのです。念のため一回、防音装置の予算の増額に伴つてデーターができておらないという点について、一つ確かめてみたいと思ひます。

○木村(秀)政府委員 簡単にいいます話でございますので、簡単に答え申し上げます。多少誤解を生じましてまことに申しわけございませんが、ただいまデーターがないと申し上げましたのは、日野についてはデーターを持ち合せておらないということ、申し上げたわけでございます。一般の騒音、ことに飛行場の騒音につきましては、各飛行場ごとに詳しいデーターを持ち合せております。御承知のように日野の射撃場は小口径の射撃をいたしております関係上、防衛庁といたしましてはここでそれほど大きな騒音を発しておつたわけでございます。現に地元の方からも、この問題は病院と自衛隊との間の関係であるから、われわれとして黙認をする、地元民に特に悪影響があるとは思われないので、黙認するという態度に出しておられるわけでございます。しかしこれは健康と病人とでは状況は非常に違ひますので、われわれとしては従来データーを持ち合せていないので、そういう科学的医学的なデーターを求めるために、病院側にお願ひをいたしまして、防衛庁だけで測定をやりますと、またいろいろ非難もこうありますので、県にも中に入つてもらひ、先ほどの厚生省の医務出張所の方にも入つてもらひ、また地元の名古屋大学の方にお願ひして、それで科学的なデーターを求めたいということ、先ほど申し上げましたように病院側に申し入れをしたのです。ところが病院側としては、県が仲介するといふやうな事情のもとでは、状況は変わつておるから測定に應ずるわけにいかないというお話でございます。どういふ点が御心配かというのをいろいろ探つてみましたところが、病院側としては将来ヘリコプターが来るだろう、あるいは現在は小口径だけれども、将

ておりません。一部にはむしろ国体があるの、これを射撃場に使用しようというかというふうな声すらも、また逆に聞いているのであります。同時に病院そのものに被害があるかどうかという点も、実際の測量といふことも、測定をして、現実には音響がどうか、また患者が立ち会ってそれが精神的にどうかというふうなデータが、私はまず先決問題であろう。これらの諸情勢を勘案した上で私どもは考へべきで、さしあたって今私がそれを廃止するという事は直ちに考へておりません。

○田口(誠)委員 今はお考えになつておられない、それから全市民の声ではない。これは世論調査で、百万円やるからこれをオーケーするかどうかという世論調査をすれば、そうすればこの百万円をもらつてあとどうなるかという心配をする人もあるだろうし、三十五万人が全部オーケーという世論調査というものはないと思うのです。それは一部には申し上げましたように、この自衛隊の関係を反対しておるのは、社会党は反対をしておまうけれども、自民党は、先ほどの辻さんの質問からいきまして、お認めになつて、いろいろ質問されておるような感じを受けたのですが、だから岐阜市としても、これは自民党の大立者の大野さんもおっしゃる、野田さんも見え、それから木村さんも見え、そういう大立者が見えるので、直屬の子分の方やその奥さんの方に言え、いい悪いは別として、自分かわいさやあれやこれやで賛成を書く人もあります。けれども常識から考へてみてどうでしょうか。岐阜市のどま

中に射撃場があつて、しかも日野の病院がそういう実態にある。そして山

の実態がそういう実態である。それから街頭へ出てあの署名の賛成の方、歓迎の受け方、激励の受け方というものは、いまだかつて私は見たことがないわけですが、この事実を見まして、いかに岐阜市民が妥協なところではないのだという事を、これは証明しておると思うし、それからどうも岐阜市の日野に射撃場を置かなければ自衛隊が持たぬというわけではないわけですが、これは伊丹の管轄だから、第三区司令部ですか、その中にも射撃場だけでも十四やあります。近くでも愛知県の守山市にもありますし、三重県にもありますし、近くも幾らも射撃場があるわけですが、あるいはそういう環境のところへ来て、どうでもやらなければならぬということもないし、自衛隊々々々という市民から非難されて、さらわれておるのだから、そういうような状態のところからいはいよく理解をして、一つくらいは廃止をして、場合によってはこうなるといふくらいなこととは、あなたの方の立場として、これは音響がどうかだかどうという事でなしに、あらゆる面から勘案して不適当な地であるということから、私は廃止をするということについて検討をしてみたいと思ふのです。射撃場廃止のこれは質問ですから、そういう強い要望があるから廃止するかどうかということについては、誠意をもつて検討をしてみたいといふことくらい長官は回答できぬものか、それほどの苦しく考へなければならぬものなのか、その点もう一度念のため伺いたい。

○西村国務大臣 もちろん私は現場を

踏んだわけではございませんが、守山まで参りまして、一応の事情は聞いております。従つてこれは総合判断も必要であります。同時に岐阜市のどまんとおっしゃいます、この地図でござんになりまして、郊外でございまして、別に町のまん中にあるわけではございません。合併しましたから、地図の上でたまたま中の方へ入つてきた形になっておりますけれども、人口も比較的小さく、しかも長年旧軍時代に使用されておつたものであります。病院もその後において見えた病院もあり、距離等も一キロあるいは一キロ三百というように、測定の仕方によつても違います。従つて現実に病院の被害問題から起つていふ以上は、病院の被害が現実かどうかであるかということ、しかも病院長から申し入れがあつたくらいでありますから、そのデータをまづつかむことに御協力を願つて、その上で私どもとしては意見を立てたい、従つてその間は私どもとしては廃止するということとは考へておらない、これが私の決心でございます。

○田口(誠)委員 私は時間の関係で詳細な説明は飛ばしましたので、把握されておらない点があるかと思ひます

が、総合判断からいって、また岐阜市のどまんとおっしゃいます、これはどういふ言われまうけれども、これは行つてみればわかります。もはや日野の先の方の周辺は住宅街が最近ではできておりますし、特に私は病院の關係なども取り上げましたが、今は交通という面からいって、どちらかというところ、岐阜市全体のまん中岐阜市の繁華街の柳ヶ瀬を中心に線を引きまして、も、やはり中心部に入る区域です。これは間違ひがないのです。それを中心部ではないという御判断だから、今言われるような御回答があるの、これは中心部なのです。そういう中心部に今言つたような射撃場のあることの廃止を要請しているのです。それを廃止したとて、ずっと四国へ行つたり、九州へ行かなければ射撃ができないのではない。伊丹の管轄にはずっと十四もあるのだから、それほど重要なところ、環境が悪くて悪条件が重なつているところにあつて置く必要がないと思ふので、この点についてはただ音響の測定をしてみて、その音響だけのことを私は申し上げておるわけではな

と、問題の糸口ははぐれないのではな

いか、私はこういう意味で先ほど来御答弁を申し上げておるわけでありま

○田口(誠)委員 社会党の理事さんたちは非常に常識的な人で、私が一生懸命にやつてゐるのを、やはり理事会で時間の約束もあるので急げという通告をいただいたくらい良心的です。私はなお良心的ですから、この問題については要望をして結論をつけたいと思ひますが、これは厚生省におきましても、何といつても病人というものは、ただ音響が何フォンあるからいけないというのではなしに、ジャズの音と砲の音と、その心理に及ぼす影響というものは違つて、この点はよく知つておいてもらいたいということ

それから観光岐阜市というのは、将来これは宮内庁も政府もよく使うから、こういうところであるということ、長官もよく知つてもらいたいと思ふし、それから農林省の方もせつかく鳥獣保護区に指定して、大正時代から指定をしておつたようなところであり、しかも日本にないところのヤシの原始林なんかあつて、若葉のときには実にすばらしいところなんです。それから、この面につきましては、一つ検討の對象にしたいだきたいといふことを強く要望をいたしまして、この点については打ち切りだと思ひますが、ただここで最後に私がほんとうに心配をして確認をしておきたいと思ひますことは、先ほども申しましたように、一方的に隊から来る、病院も飛んでく、ごやごややられて、弱い病人は下

になつてどうにかなります。こういうことはつきりあり得ることです。そういう事態が起これば……。だから私はあくまでも、これは伊丹の出張所の所長さんだれか、自衛隊のそれが当たられるか知りませんが、その責任者の方が話し合いをされる場合は、これはもちろん病院の院長さんにも、患者自治会の幹部にもそして其間会議の内容は、これは私から見ても過激なものじゃないのですから、今言ったところの温厚なりっぱな人が議長にもなつておるのですから、そういう人も含めて話し合いを行なつたその結果、これをどうするかということをやつていただきたいということ、あくまでも一方的にはやらないのだということ、これだけは一つ私ここで確認をさせていただきたいと思うのですが、どうですか。

○西村国務大臣 もろろん近ごろはやりではありませんが、民主主義においては寛容と忍耐ということが大事でございますから、私の方でも心得ますし、同時にまた其間会議におかれまして、それを十分心得いただきまして、先般もわざわざ病院の方から音響測定をしようではないか、こうおっしゃったから、それでは音響測定が始まつたのでありますから、そこいらからまずお話し合いを進めて、まず科学的データをつかむということを一つ御協力願ひつつ、この問題の円満な解決をはかりたい、こういう考えでございます。

○田口(誠)委員 御回答いただきましたが、私は上手な回答は必要ないわけですが、心配をすることは、話し合いをする場合、今申しました三者、四者が

入つて話し合いをして、それからやるなら永久にやめるのだ、あるいはどの程度はどうするのだというのを、これは話し合いによつてきめてもらつて、そして一方的にはやらないのだ、このことを率直に私の言う通りにするのだという、それだけの答えでいいのです。ややくし、上手にごやごとやられると、一体私の質問の回答がどうなつたのだというので、ちよつと私はこういう場になれておりませんので、よけいこういう点で御迷惑をかけますけれども、一つ率直にお答え願ひたい。

○西村国務大臣 話し合いで廃止するといふ考えは毛頭持つておりません。話し合いの前提になる、まず被害があるかどうかの事実をお互い同士確認したい。それにまず入つていかなければ、私は廃止の問題というところに対する批判は言えないのです。従つて現在廃止する意思はございません。問題は、いろいろ被害が科学的につかめるならば、その上で私は考えたい、こういうことであります。

○田口(誠)委員 ちよつと勘違いしておられるのじゃないですか。私が申し上げたのは、廃止のところまで話し合ひでやれということではないのです。今廃止の問題につきましても、長官から先ほど説明があり、それで私の方から要望を出しておきましたが、ただ問題は、こういう時期がずっと——ほんとうは一月末に話し合いをして結論を出すということになつて、其間会議の方ではじゃんじゃんやつておりますし、いろいろな面から延びておるだけで、これはいつどういふような事態が起るかかわからないので、だから私は

音響測定を行なうにも一方的にはやつていただきたくない。これは一方的にやりに来られれば、この前と同じように、患者から先生から、いろいろ地元民から全部押し寄せて、これはえらいことになると思うのです。だから、こういうようなことがありと、地元民の者だけに私はよくわかるわけなんです。それから、それで一方的には音響測定も実施しない、やはり自治会の幹部であるとか先生と自衛隊の方とよく相談をして、話し合いをつけてやつてもらふということ、一方的にはやらない、この点を確認しておきたいのであります。そうでないと非常に心配なんです。これはもう一度一つ……。

○西村国務大臣 私どもの方はやはり自衛隊の射場の問題でありますから、自衛隊の運営ということ、同時に一般の公益ということも考えつやつていふわけでございます。従いまして問題の糸口に入るためには、私の方からも一つ音響測定に御協力をいただきたい。御協力をいただかないでただそのまま寝かすということについては、私も非常に遺憾に存するわけであります。

○田口(誠)委員 ちよつと確認をいたしますが、協力を願ひたいということには要望だけども、やはり話し合いはするのだ。ただ防衛庁長官の方としては、音響測定だけでもやらしてもらいたいという要望をなされた、こういうように端的に解釈してよろしいですか。

○西村国務大臣 もろろん私どもの射場でございまして、事実上管理運営は私どもの方で所管しておりますから、今日でも使つて差しつかえない法律上のあれはあると思ひます。問題は、ただ政治上の問題なりそういう問題が起りますから、できる限りお申し入れのあつた基礎に基づいて音響測定をいたしたい、その場合に御協力を願ひたいということを言つています。

○田口(誠)委員 今のあれをそのまゝ言つと、申し入れのあつた人にどううで音響測定をしたいということであつたのだが、私の申し上げたのは、音響測定をするには、私が申し上げましたような人たちと自衛隊の責任者と相談してもらつて、そしてこれをやるやらないということについて結論を出してもらいたいのだ。一方的にきつてやつてもらふと大へんな不祥事件が起るという私は予想を持っておりますから、この点を特に確認して私御善処を願ひたいと思ふのですが、はなはだ質問者が答弁を聞くに下手でございまして、何べんも長官に立つていただいてお気の毒ですけれども、もう一度その急所を言つてもらひたい。急所とはもう一回繰り返しますけれども、音響測定でも行なう場合には、病院の院長や患者の責任者ともに話し合いをして、そして結論を出して実施するとかしないとかいうことについて進めていただきたい。一方的にやつてもらつては大へんなことになるということでは。

○西村国務大臣 もろろんこうした具体的な問題に一言防衛庁長官が指揮をとるわけではございません。それぞれ所管の長がおると思ひます。その諸君はもろろん常識を持って事に当たると思ふのであります。従いましてその限度におきましては、私は十分注意は与えておきます。摩擦を起さな

いように、まただないたすらな不祥事が起らぬように……。同時に私どもは、事の起りが病院の音響の問題からくる被害の問題がまず中心でありますから、その測定に対してはたいした事にかまえて延ばすということも、また一方的なお言ひ分だと思ふのであります。その点については十分御協力を願ひなければならぬのであります。あまりにも極度に非常識な、御協力がない場合には、第三者を交え測定しなければならぬという場合も私はあり得るのではないかと思ふのであります。

○田口(誠)委員 測定をする場合に第三者を加えて云々ということ、自衛隊自身がほかでおやりになる場合でも、やはりそういうことは必要だと思ひますけれども、私の申し上げたことは、今の答弁で大体聞き取れましたが、一方的に無謀な紛争をかもし出すような行動に移すようなことのないように注意は行なうということ、注意を行なうということとは、すなわち病院の院長さんや患者自治会の役員とも話し合いをして、それから行なうのだ、こういうように確認をいたしましたので、音響に関するところの病院関係については終わらしていただきすが、ただ一つ、環境関係と射撃場にかかわらず、軍事基地との関係、これはどんなに接近しておるが、どんなふうになつておるが、こういう点は全然考慮する余地はなしということなのか、将来基地を減らす場合も、新しく設ける場合もあるかもしれませんが、こういう点の勘案は防衛庁としては十分に考慮されて行なわれるというように受け取つてよろしゅうございませうか。

○西村国務大臣 一般論をいたしまし

ては、もちろん、あるいは産業経済、また環境、文教、厚生施設、こういうものもよく考慮して参りたいのでございしますが、個々具体的な場合につきましましては、具体的な状況に立って判断をして参らなければならぬ、これが私の考えでございます。

○田口(誠)委員 射撃場の問題について、これで私は打ち切りますが、私の方から質問を通告申し上げておるのは、防音装置の関係を非常に全国各地から要望が出されたり、諸願書も出たりしておるのを見て、こういうものを出されたり紹介されておるのは、革新だけじゃないのです。だから私は、この問題の質問はまだ残っておるのですが、長官に対しての質問は終わらせていただきます。そういう質問はまたあとから……。

○久野委員長 福田篤泰君。
○福田(篤)委員 横田基地周辺の騒音問題は、地元で特別委員会が設けられるほど大きな社会的な問題になっております。先ほど来、同僚の山花委員からだいたひ詳しく具体的な質問をせられたので、私は時間もありませんし、きわめて簡潔に具体的な二点だけをお伺いしたいと思っております。

一つは、現在の特別措置法を改正する意思は政府にあるかどうかということ、具体的に申しますと、公共施設、学校その他、直接甚大な被害を与えるような民家に補償対象のワケを広げる用意があるかどうか。さらにそれに関連して、私どもの今までの体験から申しまして、調達庁その他から一応案が出ましても、大蔵省の予算の内規が非常にこまかく、また古い昔の物価体系に沿ったようなものがあるように私

は思います。従って解決が非常におくれ、せつかく話し合いがついたものが、支払いの具体的な問題になると中途半端になってしまふ。こういう点から見て、新しい時代に沿った大蔵省の内規の改正をする御用意があるかどうか。第二は、先ほど学校その他についてもいろいろ御質問があったのですが、周辺の道路整備の問題も、やはり地元の人々が非常に関心を持っております。具体的に福生町の都道百二十九号線、これはやっとな側溝ができましたが、まだ舗装ができていない、これに對する予算措置はどうなのか、この二点だけお伺いしたい。

○西村国務大臣 所管いたしております防衛庁長官といたしまして、福田委員にお答えいたします。特別措置法を拡大していく気持があるかどうかというところでございます。
〔委員長退席、草野委員長代理補席〕
私もどしましては、現在学校、病院が直接の対象でございますが、将来に向かつてはこれをやはり必要な限度においては広げていきたい希望を持っております。従ってそれについて部内で検討はさせております。ただ御存じの通り、問題は予算を伴う法律でございます。従って関係当局とも十分打ち合わせを参らなければならぬという点、一つあるわけでありまして、いま一つは、日米安保体制から基地提供等もございまして、また単に騒音の関係は自衛隊、米軍の基地だけでございませう。羽田空港等諸港にも同様の問題がございまして、また関係する各省が非常に多いのでございまして、また基地周辺には建設省、農林省等の関係する分野

もあると思うのです。従ってできるだけこういったものを総合的にむしろある程度の被害を受けておる住民に對して環境の整備をはかるべきだ、こういう意見のもとに、総理府に關係各省の基地対策と申しますか、基地の環境整備に關する協議会というふうなものを、現在仮称でございしますが、設けさせまして、できるだけこの面からもこういった問題を総合的に推進して参りたい、こういう考えでございまして。
なお、具体的な建設省關係の問題は調達庁次長から御返答いたさせます。
○廣子政府委員 横田基地の道路が軍の行使によつていろいろ損傷を来たす、これをどうするか、こういう点でございしますが、これまで防衛支出金でも昭和三十四年度には立川市、昭島市を結ぶ二級国道及び横田基地線という一町道の舗装を完了いたしました。三十五年度におきましては立川市、青梅線のうち、昭島市及び村山一宿生線の舗装工事を実施いたしております。ただいま御指摘の都道百二十九号線という二級国道については、昭和三十六年度におきまして側溝約千八百メートルの工事をいたす予定でございまして、なおそのほかこの基地關係のその他の道路につきましましては、米軍の使用の頻度とか、あるいは基地からの排水等による被害とか、いろいろな点をさらに精密に実情を調査いたしました上、その上順次予算措置を講じ、実施をいたす方針でございまして。
○福田(篤)委員 ただいま長官から將來にわたつての補償については考慮するということお話し、けっこうでございす。ただ先ほど申し上げた通り、支払という具体的な問題でいつもせつかく

またまつた話が悪化する実例からいまして、この予算措置の取り扱い、あるいはたとえ特別勘定のな何らか政治的にも活用できるような、こういう点についても考慮いたしたいと思ひます。終わります。
○田口(誠)委員 騒音防止対策に關してでありまして、この点につきましまして、予算上から見ましても昨年の一億九千万円に比して本年は六億円というように増額がなされておるのですが、この増額については具体的な計画がもたれておるのか、これからそれぞれ陳情があつたり要請をされたり、いろいろな面から調査をして決定をするのか、その点をまずもって承りたいと思ひます。
○大森説明員 明年度の五億九千八百万円の騒音防止対策の工事は、まだどの学校というふうに具体的にばきまつておりません。
○田口(誠)委員 そこで、お伺いしたいことは、これは先ほど騒音に對するいろいろなデータが出ておらないというところございまして、おそれるべく、今までの実績からいまして、私、昭和三十一年から三十五年までの学校の防音装置の工事の助成金の額の実績の表を持てておられますが、これからいきまして、相当に学校の場合は心配をされて、予算化されておるというところは考えられるわけなんです。従つてそうならば人体への影響度合いというふうなものについては、具体的な資料がいろいろあると思うのですが、この点について一つ御説明をいただきたいと思います。
○木村(秀)政府委員 騒音の人体等に及ぼす被害につきましましては、詳しい

データ、もちろん大学等で研究しておりますデータはございすけれども、全国的に見まして、確定版と申しますか、權威のあるまつた案というものはまだないようございまして。
○田口(誠)委員 そこで、ないといふれば、これはほんとうにないのかどうか、その点どうも秘密にされておるような感じがするのでございまして、防衛庁なりがデータをとりおらぬということとは私は怠慢だと思つたので、これは秘密にされておるのじゃないかと思つたのですが、ないと言われればこれ以上突っ込む法がございせんので、突っ込みませぬけれども、私の調査によれば、これは公立關係の当該病院のお医者様が子供に對して実験をした結果でございまして、子供とおとなの感度というものは相違がございせんけれども、まず学校の生徒の場合なんか、飛行機が飛び立つて、音響の行く前に質問して、そうして爆音のあとで、飛行機が去つてからすぐ回答を求めても、三分間は回答ができません。おとなは一分間ということなんです。すなわちこの間は言葉の表現でいきますと、意識が正常に戻らぬというのか、麻痺状態にあるというのか、言葉の表現はどうなるかわかりませぬけれども、いずれにいたしましても子供に質問をして爆音の去つたあとで回答を求めると、三分間は正常な回答ができません、こういうふうな影響が兒童の場合にございまして、それから一九五四年の七月発行の科学朝日及び一九五五年の新年号、あるいは過去数年間の各新聞の記事をいろいろ調べて、騒音はどのような障害を与えておるかという点の記載のものを集めてみますれば、この騒音病とい

うのは、症状といしましてはまず第一には疲労が回復しない、落ちつきがない。それから怒りっぽくなる、注意散漫になる。それからこまかい事務には大きな支障がある、食欲も減退をする。それから人によつては頭痛はする、目まいです。それから放心状態になる。こういうような症状になるということが掲載されておったわけなんです。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

これは望々と公開されたものを私はそのまま披露申し上げたわけでありまして、それから学習作業なんかには及ぼす影響も、暗算とか暗誦とかというものについてテストをしてみますと、やはり大きな影響がございます。それから七〇フオン以上の騒音ということになりましますと、白ネズミなんかの実験をいたしますと、騒音のあるところを育てたものは体重が減つていきます。そして、発育がずつと悪いということが明らかになっております。それでよく外の演説会なんかでも聞くことですが、鶏は卵を生まなくなるといふ。これもその中へ加わっているわけなんです。こういうように騒音というものが人体なり動物なりその他に対する影響というものは非常に大きいわけです。それでこういう影響というものについて検討されて、その検討の上に立つて若干どうかして見たことは防衛庁にあるのかどうか、何もしてないということですか。

○木村(秀)政府委員 ただいま御指摘になりましたように騒音ことに航空機の騒音につきましてはいろいろな苦情が出ておりますし、また科学的なデー

タ、これは区々にわたりますけれども、一定フオン以上の騒音については相当の弊害が伴うということははっきりいたしております。従つて従来防衛庁も調達庁も同じでございますが、防衛庁といましてはその飛行場の騒音対策を、十分とは言えませんが、進めておったわけでありまして、現在基準といましては大体七十フオン以上の騒音を一時間に十回程度以上発する

ようなところについては、学校等に防音装置を施すことを主体に考えて参っております。防衛庁で何もしてないじゃないかというお話でございますが、三十一年度から三十五年度までにこういう騒音に対する補助金を三億九千五百万程度出しておりました。三十六年度におきましてはもっと大きく取り上げなくちゃいかぬという趣旨をもちまして、六億二千九百万と五カ年の約倍近い予算を要求いたしております。もちろんその内容も、単に従来のように学校等に対する騒音防止の工事の補助金だけでなく、地元希望があまりますならばあるいは移転等の補償もしなくちゃなるまい、また航空機の地上におきまします移動音、エンジン・テストのための音響というものをできるだけ少なくするためにサイレンサー、いわゆる消音機と申しますか、そういうものも現に三十六年度の予算には要求いたしておるわけでございます。なお、現在できております消音機はまだまだ改善の余地がございますので、三菱重工あるいは川崎航空、それから航空自衛隊の第一術科学校等におきましても、消音機改善のための研究をさせております。そういうようなわけでございます。もちろん三十六年度

これで十分とは考えておりませんけれども、できるだけ広範囲に今後の騒音の対策を進めていきたいと思います。

○田口(誠)委員 今までの実績からい

きますと、まず学校が本位なんです。この飛行場なり基地に行きまして、も、学校もあれば、電信電話局もあればまた病院もある、こういうことなんです。私は特に病院関係なんかの場合には当然してやらなくちゃいかぬと思うのですが、それがなされておらん。どうも三十六年度の予算に計上された五億九千万円というものが学校のように聞いておりますが、一体厚生省は、近くの病院が非常に被害を受けておるにかかわらず、そういうもの予算措置の要求を今まで出さなかつたのか、それとも出しても厚生省は冷飯扱ひされておつたのか、今までの経過を含めて御回答願ひしたいと思います。

○木村(秀)政府委員 ただいまの御質問の中にちよつと誤解があるのではないかと申すのですが、五億九千八百万という騒音対策の補助金でございますけれども、これは単に学校だけを考へておるのではございません。一部の病院も考へております。

○田口(誠)委員 ただいま三十六年度の関係でこれからのことだから、これから考へてもあつた回答もできますから、なかなか良心的な回答をいたしたいと思ひますが、三十五年度までは私が指摘しましたような状態であるので、厚生省の今までの経過を含めて今後どうするといふ点について一つ御回答願ひたい。

○橋本説明員 私どもは国立療養所だけを所管いたしております、そのよ

うな御質問でございましたならば、もう少し総括的な責任者をお呼びいたさないといふ無理ではないかと思ひます。

○田口(誠)委員 ただいま国立だけを考へておるといふことですが、一般のいわゆる民間病院でなしに、公的の、一つの半官公、たとえば学校の教職員

の病院とかいうものは国立に似たり寄つたりのものと思ひますが、こういううなものも含めての質問なんですけれども、そういうものも考へておらないのでございませうか。そういうものはやはり国立の方に入るのであるか。

○橋本説明員 そういうものは、国立という国が直接開設をいたしております病院のうちには入っておりません。ただ昔私どもが関係をいたしておりました国立病院で立川の国立病院というのがございまして、そこで防衛庁の方からお手当をいただいた例はございま

す。

○田口(誠)委員 これは全国的なものでございませうけれども、私まだ全国的な研究はちよつといたしておりませんので、参考に私の地元の各務原飛行場の実態から申しますが、昨年滑走路を延長いたしましたからあらゆる機種

のジェット機の訓練が行なわれておるのです。これは十数種類になつております。その中には、今度日本で一機しかないという高揚力研究機も最近に持つてきてやられるといふことなんです。そこでその実態を申しますと、その飛行場の一番近いところに、毎日五百人くらいが出入りする教職員の共済会が作つておる東海中央病院というのがあります。ここの人たちが非常に悩まされておるといふことなんです。それから各務原の関係につきましては、

これはまことに接近をして悪条件にあるのですが、国立岐阜大学の農学部、工学部、那加の第二、第三、これが近くにあるわけです。ちよつと離れまして那加中学、それから那加第一小学校、それから稲葉高校がありますし、こういう学校のほか郵便局とか電信電話局という公共施設があるわけです。サイドワインダーが一昨年来ましたときにいろいろ闘争をしたときに、文書で確約したわけではありませうけれども、公共施設くらいは防音施設もやつてやるからといふようなお話もあつたわけなんです。ところが何にもそういう手をまだ打つてきておられぬわけなんです。学校の問題もそうですし、病院の問題もそうです。それで私は三十六年度の予算の五億九千万円の使途の関係については、もちろん学校もや

らなくてはいけませんし、病院の関係も、全くの民間は第二として、官公労関係の共済組合の病院といううなもの、やはり公共建物として取り扱わなくてはならないし、それから郵便局もですが、電信電話局なんかはやつてもらわなくてはならないものだと思ひますので、予算を分布されてやつていただきたいと思ひます。その点は先ほど御回答がありましたけれども、そのように解釈しておいてよろしうございませうか。

○木村(秀)政府委員 ただいま仰せになつたうちで、郵便局あるいは電信電話局等につきましては、これは国が経営管理をいたしておりますので、必要とあればそちらの方の予算でもつてまかなつていただく。病院等につきましてはもちろんこの三十六年度中にも予

定をいたしております。ただ全国的に相当飛行場も多く、またそれによって影響を受けておる病院、学校等も数が多いわけでございまして、とうてい六億程度の金では一年間にすべての方に御納得をいただくという程度には参りません。従つて防衛庁といたしましては、影響度の大きいところから逐次防音の工事を進めていく方針にいたしております。

○久野委員長 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○久野委員長 速記を始めて下さい。

○田口(誠)委員 それでは、おそらく騒音の人体に及ぼす影響の記録というものは防衛庁にあると思うので、これは今秘密にされておりますが、相談をしていただいて、次のときに発表するようにしてもらいたい。それから全通とか郵便局、それに電信電話は公社ですから含まれるのだけれども、今言った官公労の共済組合の病院なんかもやはり含める必要があるのではないかと私は考えるので、この点も一つ御相談をしておいていただきたいと思います。

それでは時間の関係もありますので、途中でございしますが、次のときに質問の時間をお許しいただきますことをお約束願ひまして、きょうはこれで終わらさせていただきます。

○木村(秀)政府委員 ただいま御要求の資料の第一点でございしますが、防衛庁といたしましては別に隠しだてをしておるわけではございませんので、現実にはそういう権威のある統一した資料というものはただいまございません。今後、先ほど長官から御説明のありました総理府に設けられる基地対策の委

員会で、こういう資料を逐次整えていきたいというふうに考えております。

第二点の病院等は官公立のもの以外でも考えるべきではないかという仰せでございしますが、この点は全く同感でございまして、別にその辺に区別をいたしておりません。

○久野委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

内閣委員会議録第六号中正誤

ページ 段行 誤 正
二三 五 等農業 農業

昭和三十六年三月四日印刷

昭和三十六年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局